

介護認定審査会資料の取扱いに関する覚書

舞鶴市長 鴨田秋津（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）との間において、介護認定審査会資料の取扱いについて、次のとおり覚書を交換する。

なお、乙の事業所は、以下をいう。（以下「乙の各事業所」という。）

（基本的事項）

第1条 乙の各事業所は、甲から提供を受けた介護認定審査会資料の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（定義）

第2条 この覚書における介護認定審査会資料とは、基本調査1次判定結果資料、主治医意見書の写し（提供について、作成した主治医の同意がある場合に限る。）、認定調査票（特記事項及び概況調査）をいう。

（秘密の保持）

第3条 乙の各事業所は、提供を受けた介護認定審査会資料により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。介護サービスの利用に係る契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用の禁止）

第4条 乙の各事業所は、介護認定審査会資料を利用するときは、介護サービス計画作成の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第5条 乙の各事業所は、この介護サービス計画を作成するため甲から提供を受けた介護認定審査会資料を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6条 乙の各事業所は、この介護サービス計画を作成するため甲から提供を受けた介護認定審査会資料を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（適正管理）

第7条 乙の各事業所は、この介護サービス計画を作成するため甲から提供を受けた介護認定審査会資料を滅失し、又は毀損してはならない。

（資料等の返還等）

第8条 甲は、乙の各事業所において不正な目的で介護認定審査会資料を利用するなど、本覚書に基づく指示に違反していると認めたときは、乙の当該違反事業所に対し、甲が提供した介護認定審査会資料を、直ちに甲に返還させるものとする。ただし、甲が別に指示するときは当該方法によるものとする。

(提供の停止)

第9条 甲は、前条にもとづき乙の当該違反事業所に介護認定審査会資料の返還を求めたときは、甲は乙の当該違反事業所に対し返還日以降の介護認定審査会資料提供を停止することができる。

(事故の場合の措置)

第10条 乙の各事業所は、この覚書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(疑義の解決)

第11条 本覚書に定める事項その他介護認定審査会資料の取扱いについて疑義が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

(有効期間)

第12条 本覚書の有効期間は、当該年度4月1日（当該年度4月1日以降に覚書を取り交す場合はその日）から当該年度3月末日までとする。

本覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、当事者甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市

舞鶴市長 鴨田 秋津 印

(乙)

⑩